

受水槽式給水における非常用給水栓の取扱基準

1. 目的

この基準は、受水槽式給水において、災害時等に水道水を有効活用できるように非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 適用の範囲

この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 豊中市上下水道局（以下「局」という。）が供給する水道水を、受水槽式給水により利用していること。
- (2) 受水槽設置箇所の上流側に局メーターが設置されていること。

3. 設置箇所

非常用給水栓の設置箇所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宅地部かつ局メーター下流側から受水槽までの間で受水槽直近に設けるもの。
- (2) 宅地部かつ局メーター下流側から受水槽までの間で分岐し、設ける上記以外のもの。
- (3) 受水槽に直接設けるもの。

4. 設置の条件

非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 口径φ20mm以下とすること。
- (2) 設置できる栓数は別途協議とする。
- (3) 3.(3)に設置する場合は、受水槽本体の強度に影響を与えない構造とし、取付けは吸水管（サクション管）の取出し位置より高い位置とすること。
- (4) 逆流防止対策を講じること。ただし、3.(3)に設置する場合は不要とする。
- (5) 常時使用することができないようにキー付き水栓や蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。ただし、受水槽の周囲を壁や柵等で囲われ、鍵の施錠により人の出入りを制限できる場合に限り、省略することができる。
- (6) 「非常用給水栓（災害時の使用に限定）」等のプレートを設置し、常時使用はしないように住民へ周知すること。

5. 維持管理等

非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、次の各号に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 設置者は災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるよう、適正に管理及び点検を行うこと。
- (2) 使用を開始する前に、滞留水の排水を十分行い使用すること。
- (3) 非常用給水栓を災害時以外（ただし、検水を目的に使用する場合は除く）に使用したときは、その理由を局へ説明するとともに、管理方法についての是正策を提出すること。なお、適正な是正処置が講じられない場合は、設置者の負担により当該給水栓を撤去すること。

6. 事務処理等

設置者は、次の各号に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 非常用給水栓を設置しようとする場合は前もって、給水装置工事施行指針に定められた書類の他に別紙確認書を添付し（ただし、3.(1)に設置する場合は除く）、局に給水装置工事の申込みを行うこと。
- (2) 図面表示は給水栓と同様とし、非常用給水栓と表示すること。
- (3) 非常用給水栓を撤去する場合は、給水装置工事施行指針に定められた書類により局に給水装置工事の申込みを行うこと。

7. 費用負担

非常用給水栓の設置や撤去、管理に要する費用は、設置者の負担とする。

8. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は豊中市上下水道事業管理者が別に定める。

附則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

年（ 年） 月 日

確 認 書

豊中市上下水道事業管理者 宛

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

（※）

住所

電話番号

（※）本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を確認し了解いたします。

記

1. 設置場所 豊中市

2. 建物名称

3. 確認事項

- (1) 非常用給水栓は、災害時に水道水が供給されない場合、若しくはポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用します。（点検時は除く）
- (2) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるよう、非常用給水栓及び付属用具を適正に管理及び点検を行います。
- (3) 使用を開始する前に、滞留水の排水を十分行い使用します。